



様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月21日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市東和田 29 番地  
氏 名 株式会社 A D E K A  
鹿島食品工場/鹿島化学品工場  
食品工場長 伊藤 大典  
電話番号 0299-97-3363

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

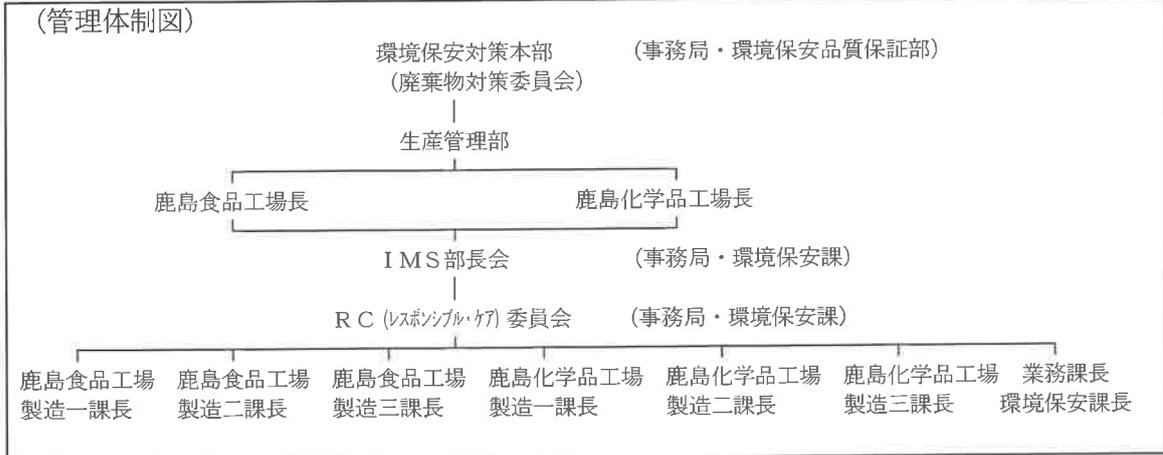
事業場の名称	株式会社 A D E K A 鹿島食品工場/鹿島化学品工場(東地区)
事業場の所在地	茨城県神栖市東和田29番地
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	食用油脂加工業、ソーダ工業
②事業の規模	43,414百万円
③従業員数	219名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	汚泥（有害）
	排出量	38 t	0 t	35 t	20 t
	<p>（これまでに実施した取組）            廃棄物の発生抑制、廃棄物の資源化、有効利用、省エネルギーを積極的に推進し、環境汚染の防止を図ることを環境目的とする。            産業廃棄物の削減については、年率1%削減を目標として、主に汚泥の削減検討に取り組んできた。</p>				
②計画	<b>【目標】</b>				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	汚泥（有害）
	排出量	38 t	0 t	35 t	20 t
	<p>（今後実施する予定の取組）            引き続き、廃棄物の発生抑制、廃棄物の資源化、有効利用、省エネルギーを積極的に推進し、環境汚染の防止を図ることを環境目的とする。            産業廃棄物の削減については、対前年1%の削減を目標に立て、埋立についてもゼロエミッションを継続させる。</p>				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）            工場内廃棄物については、廃棄物の種類、性状、品目ごとの分別基準を定め、各課及び常駐業者に分別の徹底を依頼、保管場所にも分別を徹底するため、品目別の表示を掲示する。</p>
②計画	<p>（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）            現状を維持し、引き続き管理を徹底する。</p>

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
①現状	【前年度（      年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t	
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t	
	(今後実施する予定の取組)				
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	汚泥(有害)
	全処理委託量	38 t	0 t	35 t	20 t
	優良認定処理業者への処理委託量	38 t	0 t	27 t	20 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	8 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物処理委託に関する具体的な取組みについては、処理処分委託業者査察予定表を作成し、3年に1回の査察で適正処理と適正保管の確認を実施する。				

②計画	<b>【目標】</b>				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	引火性廃油	汚泥(有害)
	全処理委託量	38 t	0 t	35 t	20 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	38 t	0 t	35 t	20 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
<p>(これまでに実施した取組) 現状どおり、処理処分委託業者査察を3年に1回行うことにより、 適正処理と適正保管の確認を行う。</p>					
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度(令和5年度)実績】</b>				
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	247 t			
	<p>(今後実施する予定の取組) 2018年より電子マニフェストの使用を開始している。</p>				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

廃棄物の種類	処 理 工 程
廃プラスチック	破砕 → 固形燃料化
	破砕 → 焼却 → 再資源化
汚泥	発酵堆肥化
	還元焙焼 → 製鉄原料
	焼却・焼成 → セメント原料化
	混合 → セメント原料化
汚泥(有害)	焼却 → 再資源化
動植物性残さ	破砕・分離 → メタン発酵 (バイオガス) → エネルギー利用 → 肥料利用
木くず	破砕 → バイオマス燃料化
廃油 (引火性廃油)	焼却 → 再資源化
	混合油水分離 → 混合燃料化
ガラスくず	破砕 → リサイクルガラス造粒砂
廃酸 (強酸)	中和 → 造粒固化、焼却・熔融
廃アルカリ (強アルカリ)	中和 → 造粒固化、焼却・熔融